

山北町立小・中学校体育施設利用のしおり

山北町では、生涯スポーツの場として、登録団体に山北町立小・中学校体育施設を一般開放しています。利用方法については次のとおりです。

1. 利用できる団体

- ① スポーツ及びレクリエーション活動を目的とする団体。
- ② 山北町内に在住、在勤、在学の方 10 人以上で組織する登録団体。

2. 団体登録の手続

教育委員会生涯学習課に「利用団体登録申請書・名簿・保険加入証の写し」を期限までに提出し、登録をしてください。

※ 登録申請期間を過ぎてからの登録はできません。

- 団体登録の有効期限は、年度単位（4月1日～3月31日まで）となります。
- 登録内容に変更があった場合は、必ず教育委員会生涯学習課に連絡をしてください。
- けが等事故が発生した場合、原則自己責任となりますので、必ずスポーツ・レクリエーション保険に加入してください。

3. 利用できる日時

施設	開放日	開放時間	
		5月～10月	11月～4月
校庭 (グラウンド)	土・日曜日・祝日 ・長期休業日	9:00～17:00	9:00～16:00
	5月から10月まで 毎日	18:00～21:00	
体育館・柔剣道場	土・日曜日・祝日	9:00～21:30	
	平日	18:00～21:30	

※ 学校行事等のある日及び年末年始（12月28日～1月3日）は利用できません。

※ 中学校の体育館・柔剣道場については学校の部活動での利用があるため全日 18:00 からの利用となります。

※ 開放時間外の利用に関しては、原則禁止です。利用を希望する場合は、事前に学校と協議のうえ、利用の申込みをお願いします。

4. 利用申込み手続

- 翌月と翌々月の申し込み分を奇数月の 20 日までに「山北町立学校施設使用願」を

教育委員会生涯学習課に提出し、申込み手続きをしてください。(4・5月分を申込みの場合、3月20日まで)

※ 期日を過ぎてても、施設の空き状況により、利用希望日の7日前まで利用申込みを受け付けます。

- 利用申込みの変更・キャンセル等は、速やかに教育委員会生涯学習課に連絡をしてください。

5. 鍵の貸出・返却(体育館・柔剣道場)

- 鍵の貸出・返却については、利用する日に、教育委員会生涯学習課(平日8:30~17:15)又は、役場警備員室(平日の夜間、土・日曜日、祝日)で行ってください。
- 団体間の鍵の引継ぎや又貸しはできません。
- 使用後は日誌に記載の上、22時までに鍵の返却をしてください。

6. 注意事項

- ① 学校行事を第一優先とするため、施設利用の制限をさせていただくことがあります。
- ② 施設、器具を大切に使用すること。ステージは使用禁止とする。
- ③ 使用後、必ず清掃を行い、消灯・施錠・閉門の確認をすること。
- ④ 学校敷地内での喫煙は禁止。
- ⑤ ゴミ等は、各自必ず持ち帰ること。
- ⑥ 施設又は設備を、き損・亡失したときは、教育委員会生涯学習課へ速やかに連絡すること。
- ⑦ また、故意又は過失によりき損・亡失したときは弁償していただきます。
- ⑧ 施設の不良等による使用の可否は、学校又は教育委員会の指示に従うこと。
- ⑨ 使用許可を受けたものは、原則権利の譲渡・転貸はできない。ただし、教育委員会の許可を受けたものはこの限りでない。また、団体間で利用希望日が重なった場合は団体双方の話し合いもしくは抽選で利用者を決定する。
- ⑩ 年度当初に教育委員会から配布された月間スケジュールは原則、年度途中での変更は認めない。
- ⑪ 台風等の悪天候時や災害等の事情により、施設利用の制限をさせていただくことがあります。
- ⑫ 以上の注意事項に違反した場合、使用の中止を命ずることがありますので厳守して下さい。

問合せ

山北町教育委員会生涯学習課

電話 0465-75-3649